

2013くらしのサポーター通信

寄せられた相談

ハイライト:

□ 今月のテーマ

・寄せられた相談

・大丈夫ですか?金地金の取引

□ お知らせ

□ 交流コーナー

□ コラム

・学習~よい見本を繰り返し真似すること~

徳島県消費者情報センターでは、毎月、消費生活相談の受付状況をホームページで公表しています。平成24年度の消費生活相談の受付状況の取りまとめができましたので、その概要について説明します。

● 相談件数

平成24年度に徳島県消費者情報センターに寄せられた相談件数は、2,676件で、前年度の3,030件に比べると、354件減少しています。この減少傾向は、平成17年度から続いています。

● 相談内容

相談内容を商品・役務別で見ますと、

1位 デジタルコンテンツ※1・・・ 397件(536件)

2位 健康食品※2・・・ 165件(69件)

3位 融資サービス※3・・・ 117件(176件)

()内は前年度の件数

となっています。健康食品に関する相談件数が増加し、昨年度の10位から3位に浮上しています。デジタルコンテンツ、融資サービスに関する相談は、ともに減少しています。

※1 「デジタルコンテンツ」は、インターネットを通じて得られる情報サービスに関わるトラブルです。携帯電話の普及等により、男性のみならず女性からも、アダルト情報サイト、出会い系サイト等に関連する高額な料金請求などの相談が寄せられています。その多くは架空請求、ワンクリック請求などと言われる不当請求です。

※2 「健康食品」は、高麗人参濃縮液やローヤルゼリーなど、通常の食品が持つ栄養素等を超えた薬事的効果又は類似の効果をうたって製造・販売される商品に関する相談で、「2か月前に注文を受けた健康食品を送ると電話があり、覚えがないと断ったが強引に送ると言われた。商品が届いたときの対処方法は?」といった相談が寄せられています。



※3 「融資サービス」は、消費者ローンや住宅ローンなど融資に関する相談で、「借金の整理をしたいので相談先を知りたい」という多重債務の整理に関する相談や法外な利子を請求されるヤミ金融に関する相談などがあります。

● 年代別

50歳代以下の年代で「デジタルコンテンツ」に関する相談が1位になっています。「健康食品」に関する相談が昨年10月から急増しており、60歳以上の年代では、「健康食品」に関する相談が1位になっています。

● その他

- ・訪問販売による増改築工事及び屋根工事に関する相談件数が、平成23年度と比較して増えています。訪問販売で契約した場合は、工事サービスもクリーニングオフの対象となります。
- ・架空請求に関する相談が111件と前年度の46件を上回り、8年ぶりに増加に転じました。携帯電話に「有料サイトの退会処理が出来ていない」などといったメールを送信する手口が目立っています。こちらから業者に連絡をとらないようにしてください。

◇ 詳細については、徳島県消費者情報センターホームページをご覧ください。
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/soudan/>

きんじがね

大丈夫ですか？金地金の取引

消費者庁は、金地金の訪問販売を行っていた株式会社シーリード（本店：東京都千代田区）に対し、特定商取引法に基づき、平成25年5月9日、業務の一部（勧誘、申込みの受付及び契約の締結）を12カ月間停止することを命じました。

全国の消費生活センターに寄せられた金地金の分割前払い取引に関する相談は2010年以降、年々増加しています。契約当事者を年代別に見ると、60歳以上が全体の8割以上を占め、高齢者のトラブルが非常に多くなっています。徳島県消費者情報センターにも金地金の取引に関する相談が寄せられています。

1 金地金の分割前払い取引の特徴

（1）金地金の現物引き渡しは、長期間の分割前払いが完了した後とされている

この取引は、金地金の現物購入契約でありながら、購入代金の支払いは25年以上などの長期間におよぶ分割前払いとなっており、金地金の現物はその購入代

金の全額を支払った後に引き渡されるものとなっています。なお、契約金額には別途高額な手数料が含まれており、契約後に頭金を支払った後、残金は月払いとなっています。分割前払いの期間は25年のケースがほとんどですが、40年以上となるケースも見られます。

（２）中途解約には高額な手数料がかかる

分割前払いが完了する前に中途解約することができるとされていますが、既払い金の清算に関しては、解約時まで支払った金額から、契約した金地金の全体数量に金の価格の差額を掛け合わせた金額を加えて（差額がマイナスの場合には差し引き）、さらに高額な解約手数料を差し引くという方法により行われています。解約手数料は、契約金額の１割程度というケースが多いようです。

２ 典型的な相談事例

自宅にきた営業マン風の男性に「金を買っておくといいですよ」と勧められた。昔、金を買った経験もあったし、とても感じのいい人だったので買うことにした。業者に約500万円を渡したが、現物はどこに保管されているのかと疑問に思い、弟に相談した。弟が契約書を確認すると、約500万円は頭金のようなもので、残りは月6万円ずつ25年間積み立て、全額を支払い終えたら現物を受け取れるという総額2000万円以上の契約だった。そんなに高額で長期の契約だとは思わなかったので解約を申し出ると、契約時の手数料約200万円を差し引いて返金すると言われた。納得がいかない。（80歳代 女性）

３ 消費者へのアドバイス

- （１）長期間の前払い代金の支払いが完了しないと現物を受け取れない取引内容であり、リスクがあることを認識して慎重に判断する必要がある。取引内容を事前によく確認し、理解できなかつたり、不明な点があれば契約をしないこと
- （２）電話や訪問を受けても、契約するつもりがなければはっきりと断ること
- （３）日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りも大事
- （４）おかしいと気づいたら消費生活センターに相談すること

[参考]

受け取りは105歳になってから！？金地金の分割前払い取引のトラブルが増加

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121101_2.pdf

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110

・啓発受付 088-625-8285

・事務担当 088-623-0612

・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

平成25年度徳島県消費者大学校学生募集について

徳島県消費者大学校は、消費者問題に関し、消費者自身の問題対処能力の開発を援助し、将来は地域の消費者活動を推進するリーダーの養成を目的とする講座です。平成25年度消費者大学校の学生を次のとおり募集します。

【応募資格】

- (1) 県内に在住する満18歳以上の男女であって継続して全講座を受講できる方
- (2) 消費者問題や消費者活動に関する学習意欲がある方
- (3) 卒業後は地域の消費者活動のリーダーとなる意志がある方

【定員】 60名程度（先着順）

【実施内容】 開講日 平成25年6月22日～8月10日の毎週土曜日 計8回、場所 とくぎんトモニプラザ

【諸費用】 入学金、授業料は無料

ただしテキスト代の実費1,500円が必要

【募集期間】 平成25年5月14日～平成25年6月13日

【問】 NPO法人徳島県消費者協会（電話088-625-8285）

くらしのコラム

学習～よい見本を繰り返し真似すること～

日進月歩と言えは聞こえはよいが、騙しのテクニックも日々進歩している。振り込め詐欺ともオレオレ詐欺と言われるもの、押し買いという悪質商法なのか、詐欺なのか新手の消費者をだます手口が出てくる。消費者も日々学習しないと「私だけは騙されない」と思っているつもりでも新手の手口に騙されることもある。

学習の学は学ぶであるが、真似るだと言われる。よい見本を真似することである。習は習うであり、もともとは羽の下は白は白であり、自分の力で自分の羽を練習して動かすことである。見本を見て、繰り返し練習することの意味だ。よい見本を見つけて繰り返し真似することが、学習である。



くらしのサポーター担当者より

4月に島川から引継ぎを受け、くらしのサポーターの担当者になった林です。消費者行政は初めてですが、サポーターの皆様のお役に立てるようがんばっていききたいと思いますのでよろしくお願い致します。

くらしのサポーター 三原茂雄